

令和5年度 第3回木津川市行財政改革推進委員会 会議次第

日時: 令和6年2月14日(水)午後2時～
場所: 木津川市役所4階 会議室4-4

1. 開 会

2. 議 事

(1) 木津川市補助金等交付ガイドラインの策定について

3. その他

4. 閉 会

<配布資料>

議事(1)関係

資料1-1 補助金等の交付における現状と課題

資料1-2 補助金等交付ガイドライン(案)

参考資料 補助金等交付ガイドライン(素案)に対する行財政改革推進本部会議 主な意見等要旨・対応

補助金等の交付における現状と課題

(1) 令和4年度補助金等交付実績

- ・令和4年度に交付実績（予算科目 節「負担金、補助及び交付金」細節「補助金」又は「交付金」に属するもの）のあった全ての市補助金等を対象

《表1》令和4年度補助金等交付実績

部 局	要綱数 (単位：本)	事業数 (単位：事業)	補助金等 の種類	交付件数 (単位：件)	交付金額 (単位：円)
市長直轄組織	1(1)	1	1	0	0
人事秘書課	1(1)	1	1	0	0
マチオモイ部	33(25)	15	35	1,168	253,647,185
学研企画課	2(2)	2	4	12	18,900,000
観光商工課	12(11)	5	12	552	185,126,000
農政課	19(12)	8	19	604	49,621,185
総務部	8(5)	4	9	168	23,248,884
総務課	2(2)	1	2	112	12,364,536
危機管理課	5(2)	2	3	49	4,241,844
財政課（特会）	1(1)	1	4	7	6,642,504
市民部	8(6)	6	8	267	25,639,363
人権推進課	1(1)	1	1	1	263,200
まち美化推進課	7(5)	5	7	266	25,376,163
健康福祉部	29(26)	17	34	2,784	295,754,411
社会福祉課	7(7)	5	14	393	103,019,420
高齢介護課	13(11)	7	13	131	65,549,837
健康推進課	9(8)	5	7	2260	127,185,154
建設部	9(9)	7	11	70	46,340,503
建設課	3(3)	2	3	33	42,546,183
管理課	2(2)	2	2	35	1,922,180
都市計画課	4(4)	3	6	2	1,872,140
教育部	15(14)	15	30	614	295,435,670
学校教育課	9(9)	6	11	367	75,962,806
こども宝課	4(3)	4	6	138	189,767,787
社会教育課	1(1)	4	11	61	18,611,077
文化財保護課	1(1)	1	2	48	11,094,000
議会事務局	1(1)	1	1	7	1,592,898
合 計	104(87)	66	129	5,078	941,658,914

※要綱数…木津川市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めた補助金交付対象の例規（内規等も含む）で延べ数（3本重複）を表示

（括弧）は令和4年度補助金等交付に係る木津川市の例規数（3本重複）

※事業数…予算科目の事業費数

(2) 補助金等の性質別の状況

補助金について性質別に区分すると、「事業費補助」が88件(68.2%)と最も多く、次いで「個人に対する補助等」が24件(18.6%)、「運営費補助」が17件(13.2%)の順となっている。

《表2》補助金等の性質別分類

区 分		補助金の種類 (単位：件)	割 合 (単位：%)
運営費補助		17	13.2
事業費補助		88	68.2
	イベント、大会等に対する補助	10	7.8
	施設整備事業に対する補助	16	12.4
	借入金の利子等償還に対する補助	3	2.3
	その他事業費補助	59	45.7
個人に対する補助等		24	18.6
合 計		129	100

※運営費補助…団体としての活動に公益性を認め、運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの
 ※事業費補助…団体等が実施する特定の事業や活動に対して交付するもの

【参考】団体運営補助金交付先団体（要綱等で運営費補助を明記している団体）

社会福祉法人、シルバー人材センター、農で頑張る協議会、地域連携保全活動応援団、民間保育所、民間放課後児童クラブ、社会教育関係団体、交通事業者 など

(3) 補助金等の継続年数の状況

各補助金等の交付開始年度からの継続年数をみると、「15年以上」が63件(48.9%)で最も多く、次いで「5年未満」が35件(27.1%)、「5年以上15年未満」が31件(24.0%)の順となっている。

《表3》補助金等の継続年数別分類

継続年数	補助金の性質別				割合 (単位：%)
	団体運営費補助	事業費補助	個人に対する補助	合 計	
15年以上	10	46	7	63	48.9
5年以上15年未満	5	18	8	31	24.0
5年未満	2	24	9	35	27.1
合 計	17	88	24	129	100

【参考】終期設定のある要綱数

令和4年度に交付した補助金等交付要綱76本のうち、終期設定があるものは15本となっており、そのうち新型コロナウイルスや価格高騰に関連するものは10本であった。

(4) 交付要綱等の有無

令和4年度に交付した補助金等129件のうち、交付要綱（規則含む）に基づき交付を行っていたものが117件、内規により取り扱っているものが6件、交付要綱及び内規のいずれもないものが6件となっている。

○内規による取扱い（6件）

- ・廃棄物減量等推進員の会補助金【まち美化推進課】
- ・木津川を美しくする会事業補助金【まち美化推進課】
- ・クラブ活動費補助金【学校教育課】
- ・校外事業臨時補助金（小学校費）【学校教育課】※新型コロナ対応
- ・校外事業臨時補助金（中学校費）【学校教育課】※新型コロナ対応
- ・自転車通学安全補助金【学校教育課】

○交付要綱及び内規のいずれもないもの（6件）

- ・がんばる地域応援事業補助金【学研企画課】
- ・コミュニティ事業補助金【学研企画課】
- ・コミュニティ事業補助金【危機管理課】
- ・遺族会事業補助金【社会福祉課】
- ・更生保護女性会事業補助金【社会福祉課】
- ・図書館運営事業補助金【社会教育課】

(5) 支出方法別の状況

補助金等種類別の支出方法について、事業完了後に支出する「通常払」が84件、「概算払」により交付する場合があるものが21件、「前金払」により交付する場合があるものが24件となっている。

なお、「前金払」の24件中、要綱等において前金払に係る規定があるものが5件、「概算払」24件中、要綱等において概算払に係る規定があるものが11件となっている。

※前金払…債務の額は確定しているが、支払いの時期が到来する前に債権者に支出する方法
※概算払…債権者にあらかじめ概算的な金額を支出し、後に金額が確定した段階で清算を行う方法

(6) 交付額・交付率等について

交付額・補助率ともに統一的な基準がないため、各補助金等に応じた内容となっている。なお、一部の補助金交付要綱においては、市長・教育長が別に定めるとしており、明確な補助金額が示されていないものも見受けられる。

補助金等の交付における課題

(1) 補助金等の長期化・既得権化

本市の補助金等については、終期設定がないものが多く、終期が設定されているものも、近年の新型コロナ関連や価格高騰など、特殊事情に対応する内容が大多数となっている。また、運営費補助・事業費補助ともに、合併当初に創設され、15年以上継続しているものが約半分を占めるなど、一度補助金等が創設されると長期にわたり交付が続き、一部団体の既得権化の傾向がみられる。

(2) 効果検証が不十分

補助金等は、公益性のある団体・事業等に交付されるが、その補助金交付により、どの程度行政目的が達成されているかなど、その効果について検証が十分に行われていないものがある。

(3) 補助対象経費、算定基準の不明確

統一的な補助基準の考え方が定められておらず、各要綱によって補助率・交付額等におけるバラつきが見られる。

(4) 独自要綱の整備不足

補助金等交付要綱を制定しておらず、内規や補助金等交付規則のみに基づく処理を行っているものが一部存在しており、交付の透明性と市民への説明責任をより高める必要がある。

(5) 手続きにおける様式等の不備

補助金等交付要綱が制定されているものの、交付申請、変更申請、実績報告等に係る申請書類の様式を定めておらず、補助金等交付規則により処理されているものがある。

(6) 補助金等の支出方法（定期監査指摘事項）

令和4年度では前金払による支出が24件となっている。地方自治法施行令第163条に基づき前金払による支出は可能だが、精算行為を伴わないことを前提にしていることから、万一確定額が変更となった場合に戻入の処理等が複雑化する恐れがある。

補助金等交付ガイドライン (案)

令和 6 年 月

木津川市

目次

I. ガイドライン策定の趣旨	1
II. 補助金等の定義	2
III. 本ガイドラインの適用範囲	3
IV. 補助金等交付の課題	4
V. 補助金等の基本的な視点	5
VI. 補助金等交付ガイドライン	7
(1) 補助金等交付要綱の整備	7
(2) 補助金額・補助率の適正化	8
(3) 補助対象経費の明確化	9
(4) 補助金等で取得した財産の取扱い	12
(5) 成果指標・目標の設定	13
(6) 支出の特例制限	14
(7) 終期の設定	15
(8) 繰越金等の確認	16
(9) 交付手続きの適正化	17
(10) 団体等の事務局の取扱い	19
VII. ガイドラインに基づく補助金等の評価・検証	20
VIII. その他	21

I. ガイドライン策定の趣旨

補助金等の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」を法的根拠としています。

「公益上の必要」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であり、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものとされています。補助金等は、市民や団体等が実施する公共性が高い事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現するための手段として有効かつ重要な機能を果たしています。

一方で、補助金等は反対給付¹を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、定期的な評価・検証がされず、長期化・固定化することが指摘されています。また、その主要な原資は市民の税金で賄われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされることが重要となっています。

本市では、これまで補助金等の事務手続きを定めた「木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年規則第36号）」及びそれを補完するための個別の要綱並びに平成21年11月に定めた「補助金の見直しについての基本方針」に基づき、補助金等の適切な交付に努めてきたところですが、令和5年3月に策定した第4次木津川市行財政改革行動計画の実現戦略の一つに「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」として更なる改善を掲げていることを踏まえ、今後の補助金等の交付における支出根拠の明確化、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として、「補助金等交付ガイドライン」を策定し、ガイドラインに沿った運用を図っていくこととします。

¹ 反対給付…売買などの双務契約で、一方の給付に対して対価の意味をもつ他方の給付。この場合の反対給付とは、補助金の交付に対し、相当額の財やサービスが市に還元されることを指す。

Ⅱ. 補助金等の定義

本ガイドラインにおける補助金等とは、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年規則第36号）第2条第1項に定める「補助金等」を基本とし、歳出予算に係る節の区分のうち、節「負担金、補助及び交付金」の細節「補助金」及び「交付金」（交付金は、「木津川市補助金等の交付に関する規則」に基づき交付するものに限る。）を対象とします。

《木津川市補助金等の交付に関する規則》

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

- （1） 補助金
- （2） 交付金
- （3） 利子補給金
- （4） 前3号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金

【補助金等の用語の定義】

- （1） **負担金**：法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの（任意に各種団体を地方公共団体が構成している際に、その団体の必要経費に充てるため各構成団体が取り決められた費用を支出する場合も負担金として支出される）
- （2） **補助金**：特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの
- （3） **交付金**：法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該処理の報償として支出するもの

【参考】

- （1） 補助金は、地方公共団体が独自の判断で支出する直接補助のほか、国（都道府県）の施策に基づき、国（都道府県）から補助を受け地方公共団体が間接的に補助を行うものに分類される。
- （2） 補助金として支出されるものは、その名称に奨励金、助成金等を使用しているものもある。
- （3） 公益上必要であるかどうかを認定するのは長及び議会であるが、その認定は全く自由裁量行為ではないことから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

Ⅲ. 本ガイドラインの適用範囲

補助金等については、それぞれの目的等により内容が様々であることから、運用や見直しにあたって考え方を整理するため、次の「表1 補助金等の分類表」のとおり分類を行います。

なお、以下に該当するものは本ガイドラインの対象外とします。

【対象外となる補助金等】

- (1) 市の負担が伴わないもの
- (2) 法令及び国・府などの他団体の補助制度に基づき補助するもの
ただし、市が独自で上乘せ²、横出し³を行っている場合は対象とする
- (3) 近隣自治体との調整が求められ、市の裁量のみで補助金等の内容を決定することが困難なもの
- (4) 市が臨時的に必要と認めるもので、継続性がないもの

【表1 補助金等の分類表】

分 類		内 容
個人補助		・市が独自の政策判断により、利用者等の負担軽減や個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの
団体運営費補助		・団体等が実施する事業・活動に公益性があると認め、その運営費（人件費、事務費、事務所・施設等を維持するための諸経費など）を補助するもの
事業費補助	イベント・大会等補助	・地域団体等が行う地域振興、文化振興、スポーツ振興等に寄与すると認められる事業に対して補助するもの
	施設整備補助	・公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備に対して補助するもの
	奨励事業補助	・団体等が自主的に実施する公益性の高い事業に対して補助するもの
利子等償還補助		・団体等の設備投資等に要する借入金の償還時に発生する利子相当分に対して補助するもの
その他補助		・上記以外の補助に該当するもの

² 上乘せ…国・府の基準に補助率又は金額を上乘せしているもの

³ 横出し…国・府の基準より対象者や補助対象を広げているもの

IV. 補助金等交付の課題

補助金等は、行政を補完し、政策目的を効率的に実現するための手段として一定の役割を果たしていますが、本市の補助金交付の現状を確認したところ、主に次のような課題があります。

(1) 補助金等の長期化・既得権化

本市の補助金等については、終期設定がないものが多く、運営費補助・事業費補助ともに、合併当初に創設され、15年以上継続しているものが半数を占めるなど、一度補助金等が創設されると長期にわたり交付が続き、一部団体の既得権化の傾向がみられます。

(2) 効果検証が不十分

補助金等は、公益性のある団体・事業等に交付されますが、その補助金交付により、どの程度行政目的が達成されているかなど、その効果について検証が十分に行われていないものがあります。

(3) 補助対象経費、算定基準の不明確

明確に交付対象経費を規定していないため、事業に対する補助のあり方が曖昧であること、各要綱によって補助率・交付額等におけるバラつきが見られます。

(4) 独自要綱の整備不足

補助金等交付要綱を制定しておらず、内規や補助金等交付規則のみに基づく処理を行っているものが一部存在しており、交付の透明性と市民への説明責任をより高める必要があります。

(5) 手続きにおける様式等の不備

補助金等交付要綱は制定されているものの、交付申請、変更申請、実績報告等に係る申請書類の様式を定めておらず、補助金等交付規則により処理されているものがあります。

(6) 補助金等の支出方法

地方自治法施行令第163条に基づき前金払による支出は可能ですが、精算行為を伴わないことを前提としていることから、万一確定額が変更となった場合に戻入の処理等が複雑化する恐れがあります。

V. 補助金等の基本的な視点

補助金等の交付にあたり、補助事業の原則的な考え方として、本市の政策課題の解決につながるものか、次の6つの視点から検証を行います。

補助金の交付にあたっては、常に6つの視点に照らし、適正な支出に努めるとともに、検証の結果、課題がある補助金については、当該補助金等の廃止を含め、制度の見直しを図るなど、あり方を早急に検討する必要があります。

1 公益性の視点

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されていることから、客観的に公益性⁴が認められることが必要です。

Checkpoint

- ☑ 事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか

2 必要性の視点

補助金等は一旦創設されると一般的に長期化することから、創設時から現在まで変わらず社会情勢や市民ニーズに適合しており、行政が関与して推進すべき事業であることを確認する必要があります。

Checkpoint

- ☑ 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか
- ☑ 補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか
- ☑ 所期の目的を達成しているものではないか

3 有効性の視点

補助金等は市税をはじめとする貴重な財源によって交付されていること、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることを踏まえ、その有効性について検証が必要となります。

Checkpoint

- ☑ 補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げられたか
- ☑ 行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か
- ☑ 少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか

⁴ 公益性…不特定多数の利益につながるもの、市の総合計画等の目標達成に寄与する取組など

4 妥当性の視点

補助金等は、憲法第89条⁵の理念のもと、行政を補完し、本市の政策目的を実現するための手段であることから、事業実施にあたっての妥当性が認められる必要があります。

Checkpoint

- ✓ 補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか
- ✓ 補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か

5 公平性の視点

補助金等は長年にわたり特定の市民や団体に支出されることにより、既得権化しやすい傾向にあることから、公平に機会が与えられていることが求められます。

Checkpoint

- ✓ 必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか
- ✓ 明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがいないか

6 透明性の視点

補助金等は反対給付を伴わない一方的な支出であることから、交付対象である事業の目的や内容を広く公開し、市民に対する説明責任を果たすとともに、個別の要綱に基づく適切な処理による透明性の確保が必要です。

Checkpoint

- ✓ 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか
- ✓ 補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか

⁵ 憲法第89条…公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

VI. 補助金等交付ガイドライン

補助金等の適正な交付に向け、「V. 補助金等の基本的な視点」に基づく評価を行うとともに、以下の項目を統一的なガイドラインとして定めます。

(1) 補助金等交付要綱の整備

補助金等は反対給付を伴わない一方的な支出であることから、個別の補助金等交付要綱を制定し、当該要綱において目的や具体的な判断基準を示すことで、透明性を確保します。

ガイドライン①「補助金等交付要綱の整備」【対象：全補助金等】

- ◆ 補助金等を交付する場合は、原則、個別の補助金等交付要綱の整備を行うこととします。
- ◆ 補助金等交付要綱を新規制定する際は、次に掲げる事項を必ず規定することとします。
 - ① 目的
 - ・ 必要性や効果などを明確に規定すること
 - ② 補助対象の事業内容
 - ・ 補助対象となる事業内容について、明確に規定すること
 - ③ 補助対象経費
 - ・ 補助対象となる経費について、明確に規定すること
 - ④ 補助率等
 - ・ 補助金等を定率で交付する場合はその率を、定額で交付する場合は算出根拠・金額を規定すること
 - ・ 予算の範囲内において補助金等を交付する旨を明記すること
 - ⑤ 終期
 - ・ 開始から終了までの期間、年度を規定すること
 - ⑥ 交付決定
 - ・ 交付決定に係る手続きについて規定すること
 - ⑦ 交付申請書、変更申請書、実績報告書等の様式
 - ・ 申請から請求までの各申請書様式を規定すること
- ◆ 既存の補助金等交付要綱についても、上記に定める規定をはじめ、本ガイドラインに定める事項を確認し、必要に応じて改正を行うこととします。

(2) 補助金額・補助率の適正化

補助金等は、団体・市民等の自主的・自発的な活動を支援するという観点から、補助金等への依存を限りなく低くし、自立運営の妨げにならないよう、適切なものにする必要があります。また、個人への補助金等は、趣旨に応じた費用負担の軽減が主な目的となりますが、一般的な費用負担や個人の負担割合等を考慮し、整理を行う必要があるため、次のとおり設定を行うこととします。

ガイドライン②「補助金額・補助率の適正化」【対象：全補助金等】

- ◆補助率については、補助金等の目的が団体等の主体的な事業に対する支援であることから、原則として補助対象経費の2分の1以内とします。
よって、補助率が2分の1を超える補助金等については、団体等の自立を妨げる恐れがあることから、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保を促すなど、補助率の逡減を検討することとします。
- ◆上記の補助率の上限に関わらず、公益上の必要に基づく政策的な判断など、特別の事由がある場合は、各制度の規定等に基づく個別の補助率を設定できるものとします。
- ◆全額又は大部分を補助金で賄っているものは、市として直接実施するか、所期の目的を達成し役目を終えているか、又は自立した運営が可能かどうかについて、終了を含めた検討を行うこととします。検討の結果、継続とする場合は、自主財源の確保や事業の縮小等により、補助率を2分の1以内とするなど、団体等が補助金に依存しすぎない制度設計となるよう努めることとします。
- ◆国・府の制度に基づく市の補助金等は、特に政策的な判断によるものでない限り、上乘せ補助や横出し補助は行わないこととします。
- ◆単価を積算根拠とする補助金については、適正な単価水準を確保するため、当該補助金に対する社会経済情勢や市民ニーズを把握するとともに、近隣自治体等の状況を調査・研究のうえ、積極的かつ継続的に妥当性を検証し、決定することとします。
- ◆団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金の割合が10%以下であるなど、少額の補助金については、財政力の極めて脆弱な団体等を除き、公益性、費用対効果及び自主財源での運営等について検証したうえで、その必要性が低いものについては、終了を含めた検討を行うこととします。

(3) 補助対象経費の明確化

補助金等の対象経費は、目的や内容によって様々ですが、透明性・公平性の観点から、経費の対象を明確に定める必要があります。特に団体運営費補助においては、事業の実施に密接に関係があり、かつ真に必要な経費とし、直接的に公益な事業と結びつかないと判断される経費については、補助対象から除外する必要があります。

また、事業費補助においても、補助対象の範囲を詳細に定めておらず、申請された内容について、判断の余地が生じているものについては、対象範囲を明確に規定するなどの対応を行うこととします。

なお、団体運営費補助及び事業費補助を明確に区分するため、【表2 補助対象経費の範囲】のとおり補助対象経費の範囲を定めることとします。

【表2 補助対象経費の範囲】

◯：対象とできるもの、△：事業内容によって対象とできるもの、×：原則として対象とできないもの

経 費	団体運営費 補助	事業費補助	備 考
			①団体運営費補助を対象 ②事業費補助を対象
人件費	△	△	事業を推進するために必要な業務に係る人件費のみ対象
旅費	△	△	慰労的な視察研修は対象外
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
消耗品費	◯	◯	
燃料費	◯	△	
食糧費	△	△	会議等のお茶代、研修講師の弁当代に限り対象 飲酒を伴う経費は対象外
印刷製本費	◯	△	
光熱水費	◯	△	
賄材料費	△	△	事業自体が飲食に関係するものに限り対象
通信運搬費	◯	△	②事業目的に沿った使用範囲に限り対象

広告料	△	△	①当該団体の運営に関りがあるもの限り対象 ②事業目的に沿ったもの限り対象
保険料	○	○	
使用料・賃借料	○	△	本市の施設使用に係る減免を受けているものは対象外
原材料費	△	△	
備品購入費	△	△	①団体の運営及び活動目的に沿った使用範囲に限り対象
負担金、補助及び交付金	×	×	
修繕補修費	△	△	①団体の運営及び活動目的に沿った使用範囲に限り対象
寄付金	×	×	
積立金	×	×	
その他	△	△	

(対象除外経費について)

補助対象経費であっても、以下に係るものについては除外するものとします。

- ・ 政治的活動に係る経費
- ・ 宗教的活動に係る経費
- ・ 争議的行為に係る経費
- ・ 公序良俗に反する活動に係る経費
- ・ その他、社会通念上、公金で賄うことが適当ではない事業

ガイドライン③「補助対象経費の明確化」【対象：全補助金等】

- ◆ 補助対象経費は、団体等において最も効率的かつ経済的な方法で行う場合の事業費とし、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載することとします。なお、既存の補助金等交付要綱については、少なくとも終期到達時に継続を判断した場合において、対象経費の追記・見直しを行うこととします。
- ◆ 団体運営費補助については、運営費を補助対象とすることから、対象経費が曖昧になる傾向があるため、法令等により運営補助を前提とした補助制度であるものや、極めて公益性・公共性が高く、市の主要な施策を補完す

る活動を実施する団体を除き、原則としてロードマップを示したうえで事業費補助へ移行することとします。

◆対象経費については、本市の水準を参考に確認・見直しを行うこととします。

(4) 補助金等で取得した財産の取扱い

備品の購入など、財産取得については、補助対象事業の実施に真に必要なもののみを補助対象とする必要があります。

また、補助金等により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定されている内容を参考に取り扱うこととします。

【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律】

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

ガイドライン④「補助金等で取得した財産の取扱い」

【対象：団体運営費補助、事業費補助】

- ◆ 団体等が補助金等を財源として取得した財産については、適正な管理の観点から、団体等において備品台帳や財産目録等の整備を求めるものとします。
- ◆ 財産の現況や使用状況を把握するために、団体等に対し必要に応じて監査等を実施し、問題等があれば改善に向けた助言等を行うこととします。

(5) 成果指標・目標の設定

補助金等の効果については、客観的に検証が可能である必要があり、公益性や必要性が判断できないものは、補助金等の交付を行うべきではありません。

また、社会経済情勢の変化により、制度創設時における目的が達成できないことや、効果が少ないなど、補助金交付の継続性を判断するためにも、補助金等の交付による成果指標及び目標を設定することとします。

なお、成果指標については、「表3 分類別成果指標設定」に基づき、見直し検証時に客観的な評価が可能なものとします。

【表3 分類別成果指標設定】

分類		成果指標	例
団体運営費補助金		公益的な団体を支援することによる波及効果を測定できる指標を設定	・総合計画・各種計画で設定されている指標 ・当該団体の取組実績 等
事業費補助金	イベント・大会等補助	集客、地域活性化など、イベント・大会の趣旨や目的に沿う指標を設定	・当該イベントや大会における参加者数 ・市外の訪問客数、観光入込客数 等
	施設整備補助	補助対象となる施設の公共性の視点による指標を設定	・施設の活用状況 等
	奨励事業補助	補助によって測定できる効果等を指標として設定	・各種計画で設定されている指標 ・普及率、利用者数 等
	その他補助	補助によって測定できる効果等を指標として設定	・各種計画で設定されている指標 等

ガイドライン⑤「成果指標・目標の設定」【対象：団体運営費補助、事業費補助】

- ◆対象の補助金等について、成果指標、目標値を設定することとします。
※成果指標の設定が困難な「個人補助」及び「利子等償還補助」については対象外。
- ◆成果指標、目標値については、各所管課が設定するほか、補助金の交付申請段階において、当該団体が示したものを活用することも可能とします。
- ◆成果指標は、実際に行う事業や提供するサービスの結果、どのような効果をどれだけあげることができるのかを表すものを基本とします。

(6) 支出の特例制限

補助金等については、地方自治法施行令第162条により概算払⁶が、同令第163条により前金払⁷が認められていますが、本来、補助金等は、補助事業者等の申請に基づき交付決定を行い、補助事業の完了をもって額を確定し、実際の補助金等が支払われるという原則的な手順に基づき交付を行うべきものであることから、透明性の観点からも不必要な概算払、前金払を控える必要があります。

ガイドライン⑥「支出の特例制限」【対象：全補助金等】

- ◆原則として、前金払は行わないこととします。
- ◆概算払又は前金払を行うべき特殊な事情がある場合は、補助金等交付要綱にその規定及びその支払いに関する申請様式を必ず規定することとします。

⁶ 概算払…債権者にあらかじめ概算的な金額を支出し、後に金額が確定した段階で精算を行う方法

⁷ 前金払…債務の額は確定しているが、支払いの時期が到来する前に債権者に支出する方法

(7) 終期の設定

補助金等は、一度制度を創設すると、長期化する傾向にあるため、交付先団体等の自立運営の妨げ、補助金ありきの事業実施のほか、既得権化につながるおそれがあります。

このため、急激な変化を続ける社会経済情勢の中で、補助金等の交付が継続して必要か、補助の内容は適切かなど、定期的な検証を行うため、補助金等の終期を設定することとします。

ガイドライン⑦「終期の設定」【対象：全補助金等】

- ◆全ての補助金等について、最長3年の終期を設定し、検証・見直しを行うこととします。ただし、総合計画等に定められた施策を推進するため、相当の期間が定められているものについては、その計画終了年度を終期とします。
- ◆終期の期限到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではありませんが、一旦ゼロベースから見直す機会とし、継続する場合はその必要性を十分に説明する必要があります。なお、団体運営費補助金については、終期に合わせ団体の活動に対する事業費補助への移行を必ず検討してください。
- ◆国・府の制度に基づく補助金等は、補助制度の終了に合わせて市の補助も廃止することとし、政策的判断によるものを除き、市単独での継続は行わないことを原則とします。
- ◆すでに事業目的が達成されているものや、社会経済情勢の変化により事業効果が薄いもの、長年にわたり事業の実施がないものについては、検証期間を待たず速やかに廃止するよう手続きを進めてください。

(8) 繰越金等の確認

補助金等は、団体等の公益性の高い事業や活動に対する財政支援であり、地方自治法第2条第14項に規定されているとおり、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが必要となります。

補助金等の交付にあたっては、交付先団体の決算を十分に確認し、繰越金・内部留保金などの余剰金が発生している場合は、目的を達成できる最小限度の交付へ見直しを行うこととします。

ガイドライン⑧「繰越金等の確認」【対象：団体運営費補助】

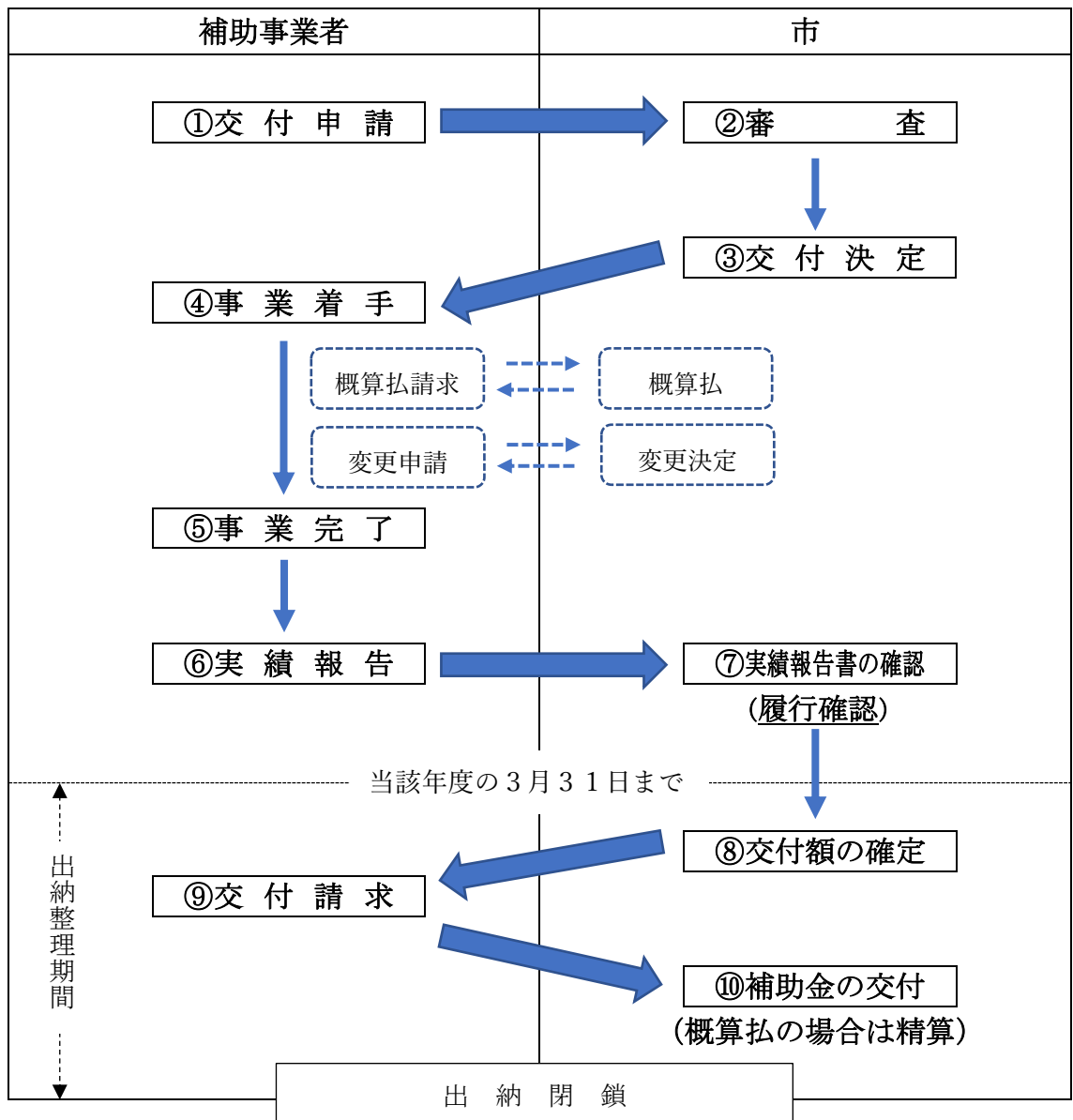
- ◆ 補助金を超える繰越金や内部留保金等の余剰金がある場合は、その内容を精査し、補助金等を休止・削減してください。

(9) 交付手続きの適正化

補助金等に係る交付手続きは、交付の透明化と説明責任を果たすため、木津川市補助金等の交付に関する規則に基づき、適切に処理されなければなりません。

一般的な交付事務は、「図1 交付事務の流れ」となりますが、特に会計年度をまたがる処理については注意が必要であり、当該年度に支払いを行う場合は、翌年3月31日までの履行確認（実績報告書の確認）が必要となります。

【図1 交付事務の流れ】



【補助金の会計年度所属区分】

補助金の支出は、通常は被補助者の申請により交付を決定し、補助事業の完了をまって額を確定し支出されるものです。この場合、会計年度の区分は、履行確認のあった日の属する年度となります。

ガイドライン⑨「交付手続きの適正化」【対象：全補助金等】

- ◆事業完了後、速やかに実績報告書の提出をするよう補助事業者等に指導してください。なお、事業費補助については、総会等の実施が要件ではないため、注意が必要です。
- ◆事業内容の変更や見直しなどにより、交付決定額が実績に対して過大・過少となる場合は、最終的な交付額が適切なものとなるよう、実績報告前に確実な変更申請手続きを行うよう交付先団体等と調整してください。
- ◆実績報告書の添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載することとします。

(10) 団体等の事務局の取扱い

市が団体の事務局を担うことは、補助金等の財政的支援に加え、市職員の人的支援といった「二重の支援」となることや、補助金に係る申請書や収支報告書、決算書等の作成を、補助金等を交付する側の市が行うことは、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えません。

市が事務局を担うことで、補助事業の円滑化や不測の事態への機動的な対応などのメリットも考えられますが、公平性・透明性の観点から、事務局の取扱いについて基準を設定することとします。

ガイドライン⑩「団体等の事務局の取扱い」【対象：団体運営費補助】

- ◆原則として、市が交付先団体等の事務局を担わないこととします。
- ◆団体等の事務局を担っている場合は、団体等と行政の役割を整理し、行政組織から独立させるよう検討を行ってください。ただし、特別な事由（団体創設から自立までの一定期間など）がある場合は、独立までの必要な期間に限り、市が事務局を担えるものとします。
- ◆預金通帳及び印鑑の管理については、全ての補助金について当該団体自身が行うよう整理することとします。

Ⅶ. ガイドラインに基づく補助金等の評価・検証

社会経済情勢や市民ニーズに即した補助制度の効率化・効果的な運用を図るとともに、補助金の有効性や市民への説明責任を果たすため、以下のとおり評価・検証を行います。

(1) ガイドラインに基づく評価

毎年度の決算において、所管する補助金等について『様式1 補助金等評価シート』を用いて評価を行うとともに、木津川市行財政改革推進本部会議に諮るものとします。

(2) 見直しの方向性の検証について

設定した終期が到来した補助金等については、基本的な視点やガイドラインに基づく内容の検証を行い、廃止・縮小、継続など次年度における方向性を定め、必要に応じた見直しを行ったうえで、木津川市行財政改革推進本部会議に諮るものとします。

なお、見直しにあたり、基本的な視点やガイドラインに適合していない補助金等の継続は認めないこととします。

(3) 補助金等交付の公表について

補助金等の透明性の確保及び市民への説明責任を果たすため、毎年度の評価内容について、ホームページに公表します。

VIII. その他

(1) 補助金予算化のプロセス

本ガイドラインの策定に伴い、次年度予算要求の際に提出していた「市補助金予算要求詳細表」の代わりとして、『補助金等評価シート』を活用することとします。

なお、新規補助金等予算を要求する際は、本ガイドラインに基づく適切な制度設計を行った補助金等交付要綱の整備を条件とします。

(2) 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインについては、より実効性のある指針となるよう、随時、内容の見直しを行います。

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名						所管課	
予算費目	款		項		目		事業
	節		細節		細々節		
総合計画	基本方針				施策分野		
	施策				主な取組		
交付開始年度			継続年数		終了・見直し（予定）年度		
法令・例規等	根拠法令						
	要綱名						
性質							
目的							
内容							
補助率の設定		補助率				上限額	

●補助金等の状況

予算（要求）額	令和○年度		令和○年度		令和○年度（予定）	
		前年度比		前年度比		前年度比
財源	特定財源					
	一般財源					
	特定財源率					
補助対象事業費						
補助金額						
補助率						
補助の実績（予定）						
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額					
	補助金の占める割合					
	令和●年度の交付先団体における繰越金					
	補助金と繰越金の割合対比					

●成果指標・目標

成果指標			
実績・目標値	令和○年度【実績値】	令和○年度【目標値】	令和○年度【目標値】

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか		
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか		
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか		
	所期の目的を達成しているものではないか		
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げられたか		
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か		
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか		
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか		
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か		
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか		
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか		
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか		
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか		

●見直し基準

項目	適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	

●今後の方向性

方向性	<input type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直し継続 <input type="checkbox"/> 廃止		
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由			
見直し・廃止の時期			

補助金等交付ガイドライン（素案）に対する行財政改革推進本部会議 主な意見等要旨・対応

（___下線は修正箇所）

番号	ページ	該当箇所	主な意見等要旨	対応
1	1	ガイドライン策定の趣旨 20行目 「補助金等の適正化ガイドライン」を策定することで、補助金等の適正化を図っていくこととします。		該当箇所を次のとおり修正します。 「補助金等 <u>交付</u> ガイドライン」を策定し、 <u>ガイドラインに沿った運用を図っていくこととします。</u>
2	5	V. 補助金等の基本的な視点 1行目 補助金等の適正化にあたり、～	タイトル名の修正に伴い、文言の統一が必要である。	該当箇所を次のとおり修正します。 補助金等の <u>交付</u> にあたり、～
2	7	表題「補助金等の適正化ガイドライン」		該当箇所を次のとおり修正します。 表題「補助金等 <u>交付</u> ガイドライン」 ※目次についても同様に修正
4	6	4 妥当性の視点 3行目以下、憲法第89条の規定	憲法第89条の規定は、補助金等に限り、すべての公金対象であり、職員として当然に認識すべきものである。そのため、条文をすべて記載するのではなく、その理念を追加することで対応してはどうか。	該当箇所を次のとおり修正します。 4 妥当性の視点 補助金等は、 <u>憲法第89条の理念のもと</u> 、本市の政策目的を実現するための手段であることから、事業実施にあたっての妥当性が認められる必要があります。（以下、削除） ※ページ下部に憲法89条の注釈を追加
3	8	ガイドライン②「補助金額・補助率の適正化」 ◆2つ目 「上記の補助率の上限に関わらず、政策的な判断など、～。」	補助金等の公益上の必要性について、その認定は全くの自由裁量ではないことから、政策的な判断であっても公益性を担保する必要があり、その旨の記述を追加すべきではないか。	該当箇所を次のとおり修正します。 「上記の補助率の上限に関わらず、 <u>公益上の必要に基づく</u> 政策的な判断など、特別な自由のある場合は、各制度の規定等に基づく個別の補助率を設定できるものとします。」

番号	ページ	該当箇所	主な意見等要旨	対応
6	15	(7) 終期の設定 ガイドライン⑦「終期の設定」	補助金等の定期的な見直しは必要と考えるが、「終期」の設定とすると、3年に1度要綱の改正を行うなど、事務が煩雑化する恐れがある。「終期」でなく定期的な点検・見直しを意味する「周期」としてはどうか。	<p>「終期」については、補助金等の交付における定期的な検証を行うため、全ての補助金について最長3年間の期間を設け、期間到来時にガイドラインに基づく見直しや整理することを想定しているところです。また、新規補助金では、一度交付すると長期間継続してしまう恐れがあることから、制度創設時に終期設定を条件としています。</p> <p>毎年度の決算時の評価及び終期による検証を行うことで、ガイドラインに基づく改善を進めていきたいと考えています。</p> <p>ただし、意見のとおり、「終期」では補助金の廃止を前提と捉えられるとともに、見直しにあたり事務が煩雑化する恐れがあることから、見直しサイクルを意味する「周期」としてガイドラインを改めるのか、行財政改革推進委員会の意見も踏まえ検討していきます。</p> <p>なお、「周期」とした場合は、以下の運用を想定しています。</p> <p>○全ての補助金等について、定期的な検証サイクルを設定し、ガイドラインに基づく見直しを行うこととします。なお、各補助金の創設時期に関わらず、第1回目の検証年度は令和8年度とし、以降は3年のサイクルで検証を行うこととします。</p> <p>○ガイドラインに基づく見直しや改善が行えない明確な理由がある場合において、継続を判断した際には、その必要性等を十分に説明する必要があります。</p>
7			ガイドライン公表により交付先団体も内容を一定理解する必要があり、3年間の終期も共有することとなるが、補助金等が終わると捉えられる「終期」という文言は変更した方が良いのでは。	
8			3年後に終期を設けるのであれば、少なくとも1年前には継続の検討を行うため、短い期間で補助事業の評価をしなければならぬ中で実務的に可能か疑問がある。「終期」は終わり、リセットとしか捉えられないため、言葉の使い方は慎重に行うべきである。	
9	15	ガイドライン⑦「終期の設定」 ◆ 4つ目	「終期を待たず速やかに廃止してください」との文言があるが、廃止については所管課のみで判断するのではなく、本部会議等に諮るなど市の方針として行うべきものであるため、適当な表現に修正すべき。	<p>次のとおり修正します。</p> <p>◆すでに事業目的が達成されているものや、社会経済情勢の変化により事業効果が薄いもの、長年にわたり事業の実施がないものについて、<u>検証終期</u>を待たず速やかに廃止<u>するよう手続きを進めてください。</u></p>
5	19	ガイドライン⑩「団体等の事務局の取扱い」 ◆ 1つ目 「団体等と行政との役割分担を整理し、市が団体等の事務局を担わなければならない特別な事由（団体創設から自立までの一定期間など）があるものを除き、原則として、事務局は行政組織から独立させるよう検討を行ってください。」	補助金等の所管課が交付先団体の事務局を担っていることに対し、監査により市の統一的な取り扱いについて検討・整理するよう指摘を受けている。団体等の事務局について、原則として認めないとした取扱いにすべきではないか。	<p>交付先団体等の事務局を市が担うことについて、原則として認めないこととした上で、例外規定を設けるよう、次のとおり文章を改めます。</p> <p>ガイドライン⑩「団体等の事務局の取扱い」 ◆<u>原則として、市が交付先団体等の事務局を担わないこととします。</u></p> <p>◆<u>団体等の事務局を担っている場合は、団体等と行政の役割を整理し、行政組織から独立させるよう検討を行ってください。ただし、特別な事由（団体創設から自立までの一定期間など）がある場合は、独立までの必要な期間に限り、市が事務局を担えるものとします。</u></p> <p>◆預金通帳及び印鑑の管理については、全ての補助金について当該団体自身が行う<u>よう整理することとします。</u></p>